

近畿農政局優良工事等の選定基準

1. 工事にあっては、その施工に当たっての「土木工事施工管理基準及び土木工事施工管理基準実施要領」（昭和49年4月23日付け49構改D第377号（設）農村振興局長通知）に基づく施工管理が特に優れていること。業務にあっては、技術的内容が特に優れていること。又、新技術の開発等並びに地域貢献活動にあっては、その内容が特に優れていること。
2. 工事及び業務並びに新技術の開発等にあっては、近畿農政局長が定める工事成績評定要領等に基づく「工事成績書」又は「業務成績書」の総合評点が高位であること。地域貢献活動にあっては、その内容が事業や地域社会に与える貢献度が大きいと認められること。
3. 当該推薦時点の前2年間（前々年度11月1日から当該年度10月31日まで）において「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通知）に基づき近畿農政局に定められている「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年9月1日付け15近総第409号（理）近畿農政局長通知）による指名停止を受けた受注者の工事は対象としないこと。業務又は新技術の開発等についてもこれに準ずるものとする。

なお、共同企業体の場合、1社でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。

また、地域貢献活動にあっては、当該推薦時点の前2年間で当該公募開始時点の前2年と読み替えるものとする。
4. 工事及び業務並びに新技術の開発等の選定に当たっては、工事等の技術的難易度、規模、重要性、創意工夫、低コスト工法の提案、新技術の開発等について考慮するとともに、当該工事等の受注者の他の工事等における「工事成績書」又は「業務成績書」をも参考にすること。なお、業務の場合、表彰後業務内容に変更が生じないものを選定すること。

また、地域貢献活動の選定に当たっては、過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保安全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の地域活動（以下「農業農村整備関連活動」という。）又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動（以下「地域農産物消費拡大等活動」という。）で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行い、受益者及び地域社会から地域に貢献していることが認められ、高い評価を得た活動を選定するとともに、受注した工事等の「工事成績書」又は「業務成績書」をも考慮すること。
5. 同じ受注者が施工した2件以上の工事等が選定された場合は、優良な1件とする。
6. 近畿農政局における選定件数は、次のとおりとする。
 - （1）工事及び業務については、成績の優良なものから、発注件数の5%程度とする。
 - （2）新技術の開発等については、1件程度とする。
 - （3）地域貢献活動については、農業農村整備関連活動及び地域農産物消費拡大等活動で各1件程度とする。
7. 工事は、各々の評定者の評価点が75点以上で、かつ評価点合計が80点以上であること。